

長 第 04040003 号
平成30年 4月 4日

各指定居宅サービス事業者
各指定介護予防居宅サービス事業者
各指定介護老人福祉施設開設者
各介護老人保健施設開設者
各指定介護療養型医療施設開設者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各老人福祉センター管理者
各有料老人ホーム施設長
各サービス付き高齢者向け住宅施設長

様

和歌山県福祉保健部長
(公印省略)

指定居宅サービス事業所等における適正な運営、介護サービスに係る不正・不当行為の根絶及び高齢者虐待防止の徹底について

指定居宅サービス事業所等に対しては、これまで繰り返し、集団指導及び実地指導等の場を通じて、法令遵守の徹底、利用者の立場に立ったサービスの提供、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に基づく適正な運営、介護サービスに係る不正・不当行為の根絶及び高齢者虐待の防止をお願いしてきたところである。

このような中、先般、介護報酬の不正請求等により訪問介護及び居宅介護支援事業所の県知事指定の取消の行政処分を行い、また、介護老人保健施設の介護職員が利用者に火傷を負わせた傷害事件で起訴されたところである。

すべての指定居宅サービス事業所等の開設者及び管理者においては、介護事業所等が、県民の信頼のもと、社会的に大きな責任を担っていること及び高齢者虐待は高齢者の尊厳の保持、福祉の増進からいかなる理由があろうとも許されるべき行為ではないことを再認識いただき、介護保険法等の関係法令を遵守の上、適正な事業運営と介護サービスの質の向上及び高齢者虐待防止の徹底を改めてお願いする。

福祉保健政策局長寿社会課
介護サービス指導室
TEL 073-441-2527